

令和7年12月9日

# 町 議 会 議 案

第 4 回  
(定 例)

鹿 追 町

# 議 案 目 次

議 案 番 号	件 名	議 決 内 容
60	議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
61	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
62	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
63	鹿追町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
64	鹿追町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	
65	鹿追町公共施設条例の一部を改正する条例の制定について	
66	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	
67	鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
68	令和7年度鹿追町一般会計補正予算（第7号）について	
69	令和7年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	
70	令和7年度鹿追町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について	
71	令和7年度鹿追町下水道事業会計補正予算（第2号）について	
72	令和7年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第3号）について	
73	令和7年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	

## 議案第60号

### 議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 の制定について

議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月9日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

### 議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和50年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の230.0」を「100分の235.0」に改める。

第2条 議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の235.0」を「100分の232.5」に改める。

#### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条の規定 公布の日
  - (2) 第2条の規定 令和8年4月1日
- 2 第1条の規定による改正後の議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第61号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月9日提出

鹿追町長 喜井知己

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「100分の230.0」を「100分の235.0」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「100分の235.0」を「100分の232.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条の規定 公布の日
  - (2) 第2条の規定 令和8年4月1日
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。  
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

## 議案第62号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月9日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例（昭和29年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第10条の3第2項第3号中「7,100円」を「7,300円」に改め、同項第4号中「10,000円」を「10,400円」に改め、同項第5号中「12,900円」を「13,500円」に改め、同項第6号中「15,800円」を「16,600円」に改め、同項第7号中「18,700円」を「19,700円」に改め、同項第8号中「21,600円」を「22,800円」に改め、同項第9号中「24,200円」を「25,900円」に改める。

第19条第2項中「100分の125.0」を「、6月に支給する場合には100分の125.0、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125.0」を「100分の127.5」に、「100分の70.0」を「100分の72.5」に改める。

第20条第2項後段中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の105.0」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5」を加え、同条第3項中「100分の105.0」を「100分の107.5」に、「100分の50.0」を「100分の52.5」に改める。

別表を次のように改める。

（次のよう別紙）

別表 行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800

27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000

58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	
86	266,200	305,800	355,700			
87	266,500	306,100	356,100			
88	266,800	306,400	356,500			

89	267,100	306,700	356,700			
90	267,400	307,000	357,100			
91	267,700	307,300	357,500			
92	268,000	307,600	357,900			
93	268,300	307,800	358,100			
94		308,000	358,400			
95		308,300	358,800			
96		308,700	359,100			
97		308,900	359,400			
98		309,200	359,800			
99		309,500	360,200			
100		309,900	360,600			
101		310,100	361,100			
102		310,400	361,500			
103		310,700	361,900			
104		311,000	362,300			
105		311,200	362,800			
106		311,500	363,200			
107		311,800	363,500			
108		312,100	363,800			
109		312,300	364,200			
110		312,600				
111		313,000				
112		313,300				
113		313,500				
114		313,700				
115		314,000				
116		314,400				
117		314,600				
118		314,800				
119		315,100				

	120		315,400				
	121		315,700				
	122		315,900				
	123		316,200				
	124		316,500				
	125		316,800				
定年前再任用短時間勤務職員		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125.0、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の105.0、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第3項中「100分の107.5」を「100分の106.25」に「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の給与条例(職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。))の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 6 3 号

鹿追町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

鹿追町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 2 月 9 日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例

鹿追町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 2  
8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条 鹿追町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年  
条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「特別」を「特殊」に改め、「（平成 8 年条例第 5 号。以下「特別  
勤務手当条例」という。）」を削る。

第 1 4 条第 4 項を削る。

第 1 4 条の 2 第 2 項中「、第 3 項及び第 4 項」を「及び第 3 項」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

（次のよう別紙）

別表第1 (第4条関係)

給料表

号俸	給料月額	号俸	給料月額	号俸	給料月額
1	198,200	61	249,800	121	264,000
2	199,900	62	250,100	122	264,200
3	201,600	63	250,400	123	264,400
4	203,300	64	250,600	124	264,600
5	205,000	65	250,800	125	264,800
6	206,700	66	251,100	126	265,000
7	208,300	67	251,400	127	265,200
8	209,900	68	251,600	128	265,400
9	211,500	69	251,800	129	265,600
10	213,000	70	252,100	130	265,800
11	214,500	71	252,400	131	266,000
12	215,900	72	252,600	132	266,200
13	217,300	73	252,800	133	266,400
14	218,800	74	253,100	134	266,600
15	220,300	75	253,400	135	266,800
16	221,800	76	253,600	136	267,000
17	223,200	77	253,800	137	267,200
18	224,600	78	254,100	138	267,400
19	226,000	79	254,400	139	267,600
20	227,400	80	254,600	140	267,800
21	228,800	81	254,800	141	268,000
22	229,800	82	255,100	142	268,200
23	230,900	83	255,300	143	268,400
24	232,000	84	255,600	144	268,600
25	233,000	85	255,800	145	268,800
26	233,800	86	256,000	146	269,000
27	234,700	87	256,300	147	269,200
28	235,500	88	256,600	148	269,400
29	236,400	89	256,800	149	269,600
30	237,200	90	257,100	150	269,800
31	238,000	91	257,400	151	270,000
32	238,800	92	257,600	152	270,200

33	239,600	93	257,800	153	270,400
34	240,100	94	258,100	154	270,600
35	240,600	95	258,400	155	270,800
36	241,100	96	258,600	156	271,000
37	241,700	97	258,800	157	271,200
38	242,200	98	259,100	158	271,400
39	242,700	99	259,400	159	271,600
40	243,200	100	259,600	160	271,800
41	243,700	101	259,800		
42	244,000	102	260,100		
43	244,300	103	260,400		
44	244,700	104	260,600		
45	245,100	105	260,800		
46	245,500	106	261,000		
47	245,900	107	261,200		
48	246,300	108	261,400		
49	246,600	109	261,600		
50	246,900	110	261,800		
51	247,200	111	262,000		
52	247,500	112	262,200		
53	247,700	113	262,400		
54	248,000	114	262,600		
55	248,300	115	262,800		
56	248,600	116	263,000		
57	248,800	117	263,200		
58	249,100	118	263,400		
59	249,400	119	263,600		
60	249,600	120	263,800		

## 附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の鹿追町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の鹿追町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第64号

鹿追町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町立学校設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月9日

鹿追町長 喜井知己

鹿追町立学校設置条例の一部を改正する条例

鹿追町立学校設置条例の一部を改正する条例（昭和39年条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

名称	位置
鹿追町立鹿追小学校	東町3丁目2番地5
〃 瓜幕小学校	瓜幕東3丁目8番地
〃 通明小学校	中瓜幕西20線25番地の2
〃 笹川小学校	笹川北9線10番地65

」を

「

名称	位置
鹿追町立鹿追小学校	東町3丁目2番地5
〃 瓜幕小学校	瓜幕東3丁目8番地
〃 笹川小学校	笹川北9線10番地65

」に改める。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

議案第65号

鹿追町公共施設条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町公共施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月9日提出

鹿追町長 喜井知己

鹿追町公共施設条例の一部を改正する条例

鹿追町公共施設条例(昭和59年3月26日)条例第2号の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

施設	名称	位置	面積	建設年
集会施設	中鹿追農作業管理休養施設	鹿追町鹿追北2線7番地1	98.71	55

」を

「

施設	名称	位置	面積	建設年
集会施設	中鹿追農作業管理休養施設	鹿追町鹿追北2線7番地1	131.83	55

」に改める。

別記2中

「

施設	名称	室名	面積
集会施設	中鹿追農作業管理休養施設	休息室	40.4
		和室	24.8

」を

「

施設	名称	室名	面積
集会施設	中鹿追農作業管理休養施設	休息室	40.4
		集会室	44.7

」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第66号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月9日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」に改める。

(鹿追町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 鹿追町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士」の次に「(北海道が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士)」を加える。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(鹿追町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 鹿追町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第22条第1項中「保育士」の次に「(北海道が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る法第18条の2

9に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。) 」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第67号

鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次の  
とおり制定する。

令和7年12月9日提出

鹿追町長 喜井知己

鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年条例第13号)  
の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又  
は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定す  
る健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)  
が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全  
部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行  
わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄  
に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診 断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診 断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又 は臨時の健康診断

第23条第2項中「修了した保育士」の次に「(北海道が法第18条の27第1項に規定す  
る認定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。)である場合には、保育士又は北海  
道の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士(以下これらを「保育士」という。))」  
を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 令和 7 年度鹿追町一般会計補正予算（第 7 号）

令和 7 年度鹿追町の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 347,558 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,670,244 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

### （地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

令和 7 年 12 月 9 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(単位：千円)

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 地方交付税		3,151,176	98,573	3,249,749
	1. 地方交付税	3,151,176	98,573	3,249,749
14. 使用料及び手数料		652,925	20,357	673,282
	1. 使用料	635,270	20,357	655,627
15. 国庫支出金		986,656	△1,406	985,250
	2. 国庫補助金	731,282	△1,760	729,522
	3. 委託金	8,000	354	8,354
16. 道支出金		323,573	1,666	325,239
	1. 道負担金	102,512	166	102,678
	2. 道補助金	199,693	1,500	201,193
18. 寄附金		150,402	298	150,700
	1. 寄附金	150,402	298	150,700
20. 繰越金		50,000	230,000	280,000
	1. 繰越金	50,000	230,000	280,000
21. 諸収入		404,086	70	404,156
	5. 雑入	316,362	70	316,432
22. 町債		458,800	△2,000	456,800
	1. 町債	458,800	△2,000	456,800
	歳入合計	8,322,686	347,558	8,670,244

(単位：千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		50,089	130	50,219
	1. 議会費	50,089	130	50,219
2. 総務費		2,504,314	69,902	2,574,216
	1. 総務管理費	2,469,585	69,473	2,539,058
	3. 戸籍住民登録費	4,491	355	4,846
	5. 統計調査費	5,254	74	5,328
3. 民生費		794,311	5,947	800,258
	1. 社会福祉費	599,307	6,331	605,638
	2. 児童福祉費	194,804	△384	194,420
4. 衛生費		484,178	6,337	490,515
	1. 保健衛生費	380,365	5,897	386,262
	2. 清掃費	103,813	440	104,253
5. 農林費		1,317,921	24,181	1,342,102
	1. 農業費	1,280,805	23,818	1,304,623
	2. 林業費	37,116	363	37,479
6. 商工費		241,826	854	242,680
	1. 商工費	241,826	854	242,680
7. 土木費		536,515	3,621	540,136
	1. 道路橋りょう費	425,338	△300	425,038
	3. 都市計画費	47,719	△563	47,156
	4. 住宅費	43,554	4,484	48,038
9. 教育費		865,517	6,386	871,903
	1. 教育総務費	514,888	2,045	516,933
	2. 小学校費	132,856	320	133,176
	3. 中学校費	42,943	391	43,334
	4. 社会教育費	118,928	1,489	120,417
	5. 保健体育費	55,902	2,141	58,043

11. 諸支出金		318,614	230,200	548,814
	1. 基金費	318,614	230,200	548,814
	歳出合計	8,322,686	347,558	8,670,244

第 2 表

地 方 債 補 正

(変更)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業	千円以内 299,100	普通貸借又は証券発行	2.0%以内(ただし金利見直し方式で借り入れられる政府資金、地方公共団体金融機関等について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金、地方公共団体金融機関資金及び金融機関等の融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	千円以内 294,700	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
緊急防災・減災事業	89,000	同上	同上	同上	91,400	同上	同上	同上

1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
11. 地方交付税	3,151,176	98,573	3,249,749
14. 使用料及び手数料	652,925	20,357	673,282
15. 国庫支出金	986,656	△1,406	985,250
16. 道支支出金	323,573	1,666	325,239
18. 寄附金	150,402	298	150,700
20. 繰越金	50,000	230,000	280,000
21. 諸収入	404,086	70	404,156
22. 町債	458,800	△2,000	456,800
歳入合計	8,322,686	347,558	8,670,244

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
				特定財源			その他	
				国道支出金	地方債			
1. 議会費	50,089	130	50,219				130	
2. 総務費	2,504,314	69,902	2,574,216	5,638	2,400		61,864	
3. 民生費	794,311	5,947	800,258	166		99	5,682	
4. 衛生費	484,178	6,337	490,515				6,337	
5. 農林費	1,317,921	24,181	1,342,102			20,357	3,824	
6. 商工費	241,826	854	242,680				854	
7. 土木費	536,515	3,621	540,136	△5,544	△4,400		13,565	
9. 教育費	865,517	6,386	871,903			70	6,316	
11. 諸支出金	318,614	230,200	548,814			199	230,001	
歳出合計	8,322,686	347,558	8,670,244	260	△2,000	20,725	328,573	

## 2. 歳入

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款11. 地方交付税	3,151,176	98,573	3,249,749			
項 1. 地方交付税	3,151,176	98,573	3,249,749			
目 1. 地方交付税	3,151,176	98,573	3,249,749	1. 地方交付税	98,573	地方交付税 98,573
款14. 使用料及び手数料	652,925	20,357	673,282			
項 1. 使用料	635,270	20,357	655,627			
目 4. 農林使用料	531,314	20,357	551,671	1. 農業使用料	20,357	牧場使用料 20,357
款15. 国庫支出金	986,656	△ 1,406	985,250			
項 2. 国庫補助金	731,282	△ 1,760	729,522			
目 1. 総務費国庫補助金	344,043	3,784	347,827	1. 総務管理費補助金	3,784	総務管理費補助金 デジタル基盤改革支援補助金 3,784
目 4. 土木費国庫補助金	200,161	△ 5,544	194,617	1. 道路橋りょう費補助金	△ 5,544	社会資本整備総合交付金 鹿追9号線改良舗装事業外 △5,544

項 3. 委託金	8,000	354	8,354				
目 1. 総務費委託金	1,755	354	2,109				
					2. 戸籍住民登録費委託金	354	354
款16. 道支出金	323,573	1,666	325,239				
項 1. 道負担金	102,512	166	102,678				
目 1. 民生費道負担金	102,484	166	102,650				
					1. 社会福祉費負担金	166	166
項 2. 道補助金	199,693	1,500	201,193				
目 1. 総務費道補助金	9,326	1,500	10,826				
					1. 総務管理費補助金	1,500	1,500
					地方創生移住支援事業交付金		
款18. 寄附金	150,402	298	150,700				
項 1. 寄附金	150,402	298	150,700				
目 2. 総務費寄附金	1	99	100				
					1. 総務管理費寄附金	99	99
目 3. 民生費寄附金	1	99	100				
					2. 児童福祉費寄附金	99	99

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
目 5. 衛生費寄附金	0	100	100			本日新設
				1. 保健衛生費寄附金	100	保健衛生費寄附金
款20. 繰越金	50,000	230,000	280,000			
項 1. 繰越金	50,000	230,000	280,000			
目 1. 繰越金	50,000	230,000	280,000			
				1. 前年度繰越金	230,000	前年度繰越金
款21. 諸収入	404,086	70	404,156			
項 5. 雑入	316,362	70	316,432			
目 1. 雑入	316,362	70	316,432			
				1. 雑入	70	その他雑入
款22. 町債	458,800	△ 2,000	456,800			
項 1. 町債	458,800	△ 2,000	456,800			
目 1. 総務債	151,400	2,400	153,800			
				1. 総務管理債	2,400	総務管理債
						公民館外冷房設備整備事業
目 5. 土木債	91,700	△ 4,400	87,300			

			1. 道路橋りょう債	△	4,400	道路橋りょう債	△200
						小型ロータリー除雪車整備事業	
						道路メンテナンス事業	△1,200
						鹿美橋橋梁補修事業外	
						社会資本整備総合交付金事業	△3,000
						鹿迫9号線改良舗装事業外	

3. 歳出

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国道支出金	特定財源 地方債	財源 その他	一般財源	区分	金額	
款 1. 議会費	50,089	130	50,219				130			
項 1. 議会費	50,089	130	50,219				130			
目 1. 議会費	50,089	130	50,219				130			
								3. 職員手当等	115	議員期末手当
								4. 共済費	15	議員共済会負担金
款 2. 総務費	2,504,314	69,902	2,574,216	5,638	2,400		61,864			
項 1. 総務管理費	2,469,585	69,473	2,539,058	5,284	2,400		61,789			
目 1. 一般管理費	1,809,591	34,544	1,844,135	3,784			30,760			
								1. 報酬	60	会計年度任用職員報酬
								2. 給料	13,500	一般職給
								3. 職員手当等	12,700	職員諸手当
								4. 共済費	2,900	共済組合負担金(市町村職員共済) 退職手当組合負担金
								8. 旅費	1,000	普通旅費
								10. 需用費	300	消耗品費
								13. 使用料及び賃借料	300	自動車・機械等借上料

										18. 負担金補助及び交付金	3,784	北海道町村会負担金（電算関係）	3,784
目 3. 財産管理費	7,252	4,235	11,487	2,400			1,835			10. 需用費	4,235	修繕料	4,235
目 4. 支所費	27,947	641	28,588			641				1. 報酬	357	会計年度任用職員報酬	357
										3. 職員手当等	54	会計年度任用職員諸手当	54
										8. 旅費	31	会計年度任用職員旅費	31
目 6. 企画振興費	56,917	30,713	87,630	1,500		29,213				10. 需用費	199	消耗品費	134
												燃料費	65
										18. 負担金補助及び交付金	30,713	鹿追地区自衛隊協力会連合会負担金	500
												地方バス路線維持対策補助金	26,213
												負担金補助及び交付金	4,000
目11. 車両管理費	23,594	70	23,664			70				13. 使用料及び賃借料	70	有料道路通行料	50
												有料駐車場使用料	20
目13. ライディングパーク費	14,772	△ 300	14,472			△ 300							

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 分		説 明		
				補正財源		一般財源	区 分	金 額				
				国道支出金	特定財源 地方債				その他			
目15. ゼロカーボン推進 費・脱炭素先行地 域	179,238	△ 440	178,798			△ 440	17. 備品購入費	△ 300	電気機器購入費 道の駅うりまぐ用エアコン 購入費	△300		
目16. ゼロカーボン 推進費	67,875	10	67,885			10	12. 委託料	△ 440	調査・設計・監理委託料 役場周辺エリアZBC化改修モ ニタリニング支援業務委託料	△440		
項 3. 戸籍住民登録 費	4,491	355	4,846	354		1			8. 旅費	10		
目 1. 戸籍住民登録 費	4,491	355	4,846	354		1						
項 5. 統計調査費	5,254	74	5,328			74			18. 負担金補助及 び交付金	355		
目 1. 統計費	5,254	74	5,328			74				北海道町村会負担金（電算関 係）	355	
									2. 給料	50	会計年度任用職員給	50
									3. 職員手当等	24	会計年度任用職員諸手当	24
款 3. 民生費	794,311	5,947	800,258	166		99						
項 1. 社会福祉費	599,307	6,331	605,638	166		6,165						



(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				補正財源		一般財源	区 分	金 額		
				国道支出金	特定財源 地方債				その他	
							17. 備品購入費	327	家具・什器購入費 子育て支援センター用ロー ルカーテン購入費 保育機器購入費 こども園鼓隊用具購入費	224 103
款 4. 衛生費	484,178	6,337	490,515			6,337				
項 1. 保健衛生費	380,365	5,897	386,262			5,897				
目 1. 保健衛生総務 費	306,395	3,480	309,875			3,480				
目 2. 予防費	27,299	64	27,363			64				
							18. 負担金補助及 び交付金	3,480	帯広厚生病院運営費補助金	3,480
							22. 償還金利子及 び割引料	64	返還金	64
目 3. 保健指導費	20,669	1,185	21,854			1,185				
							1. 報酬	77	会計年度任用職員報酬	77
							18. 負担金補助及 び交付金	900	不妊治療費助成金	900
							22. 償還金利子及 び割引料	208	返還金	208
目 4. トリムセンタ ー費	21,517	1,168	22,685			1,168				
							10. 需用費	1,168	修繕料	1,168

項 2. 清掃費	103,813	440	104,253					440					
目 1. 清掃総務費	103,813	440	104,253					440					
款 5. 農林費	1,317,921	24,181	1,342,102				20,357						440
項 1. 農業費	1,280,805	23,818	1,304,623				20,357						440
目 3. 農業開発研究費	12,218	716	12,934					716					
									1. 報酬		63		会計年度任用職員報酬
									10. 需用費		653		燃料費
													修繕料
目 4. 畜産業費	393,819	20,357	414,176				20,357						
									12. 委託料		20,357		町営牧場指定管理委託料
目 7. 農業用水事業費	282,262	2,745	285,007					2,745					
									2. 給料		264		一般職給
													会計年度任用職員給
									3. 職員手当等		226		職員諸手当
									4. 共済費		383		共済組合負担金(市町村職員共済)
													会計年度任用職員諸手当
													20,357
													145
													119
													167
													59
													175

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				補定財源		一般財源	区 分	金 額		
				国道支出金	地方債				その他	
									退職手当組合負担金	208
								10. 需用費	光熱水費	1,603
									修繕料	269
項 2. 林業費	37,116	363	37,479			363				
目 1. 林業振興費	37,116	363	37,479			363		11. 役務費	その他役務費	363
款 6. 商工費	241,826	854	242,680			854				
項 1. 商工費	241,826	854	242,680			854				
目 4. 魚族資源保護 対策費	17,378	854	18,232			854				
								1. 報酬	会計年度任用職員報酬	47
								10. 需用費	消耗品費	380
									修繕料	427
款 7. 土木費	536,515	3,621	540,136	△ 5,544	△ 4,400	13,565				
項 1. 道路橋りょう 費	425,338	△ 300	425,038	△ 5,544	△ 4,400	9,644				
目 1. 道路維持費	166,393	6,788	173,181	△ 200		6,988				
								1. 報酬	会計年度任用職員報酬	454



(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				補正財源		一般財源	区 分	金 額		
				国道支出金	特定財源 地方債				その他	
目 1. 公園緑地費	36,723	105	36,828			105				
								1. 報酬	33	会計年度任用職員報酬
								3. 職員手当等	72	会計年度任用職員諸手当
目 2. 花とみどり費	10,996	△ 668	10,328			△ 668				
								1. 報酬	160	会計年度任用職員報酬
								3. 職員手当等	18	会計年度任用職員諸手当
								7. 報償費	△ 846	その他報償費
項 4. 住宅費	43,554	4,484	48,038			4,484				
目 1. 住宅管理費	18,659	4,484	23,143			4,484				
								1. 報酬	60	会計年度任用職員報酬
								3. 職員手当等	24	会計年度任用職員諸手当
								10. 需用費	4,400	修繕料
款 9. 教育費	865,517	6,386	871,903		70	6,316				
項 1. 教育総務費	514,888	2,045	516,933			2,045				
目 2. 事務局費	3,584	143	3,727			143				
								8. 旅費	143	普通旅費



(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				補定財源		一般財源	区 分	金 額		
				国道支出金	地方債				その他	
							10. 需用費	1,240	修繕料	1,240
目 3. 図書館費	18,790	74	18,864			74	1. 報酬	63	会計年度任用職員報酬	63
							3. 職員手当等	11	会計年度任用職員諸手当	11
目 4. 神田日勝記念 美術館費	20,612	175	20,787		70	105	1. 報酬	105	会計年度任用職員報酬	105
項 5. 保健体育費	55,902	2,141	58,043			2,141	8. 旅費	70	普通旅費	70
目 1. 体育振興費	55,902	2,141	58,043			2,141	1. 報酬	189	会計年度任用職員報酬	189
							10. 需用費	1,064	修繕料	1,064
							12. 委託料	57	公共施設管理委託料	57
							18. 負担金補助及 び交付金	831	体育連盟活動補助金	831
款11. 諸支出金	318,614	230,200	548,814		199	230,001				
項 1. 基金費	318,614	230,200	548,814		199	230,001				
目 1. 基金費	318,614	230,200	548,814		199	230,001				



令和 7 年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度鹿追町の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,505 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 716,610 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 12 月 9 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(単位：千円)

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)	款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金			72,478	1,371	73,849
		1. 他会計繰入金	72,477	1,371	73,848
6. 繰越金			990	6,134	7,124
		1. 繰越金	990	6,134	7,124
		歳入合計	709,105	7,505	716,610

(単位：千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		17,134	221	17,355
	1. 総務管理費	16,818	221	17,039
7. 基金積立金		1	6,134	6,135
	1. 基金積立金	1	6,134	6,135
9. 諸支出金		6,602	1,150	7,752
	1. 償還金及び還付加算金	352	1,150	1,502
歳出合計		709,105	7,505	716,610

1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
5.繰入金	72,478	1,371	73,849
6.繰越金	990	6,134	7,124
歳入合計	709,105	7,505	716,610

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	17,134	221	17,355			221	
7. 基金積立金	1	6,134	6,135				6,134
9. 諸支出金	6,602	1,150	7,752			1,150	
歳出合計	709,105	7,505	716,610			1,371	6,134

## 2. 歳入

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款 5. 繰入金	72,478	1,371	73,849			
項 1. 他会計繰入金	72,477	1,371	73,848			
目 1. 一般会計繰入金	72,477	1,371	73,848			
				3. 職員給与費等繰入金	221	職員給与費等繰入金
				6. その他一般会計繰入金	1,150	その他一般会計繰入金
款 6. 繰越金	990	6,134	7,124			
項 1. 繰越金	990	6,134	7,124			
目 1. 繰越金	990	6,134	7,124			
				1. 前年度繰越金	6,134	前年度繰越金
						6,134

3. 歳出

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国道支出金	特定財源		区分	金額	
					地方債	その他			
款 1. 総務費	17,134	221	17,355		221				
項 1. 総務管理費	16,818	221	17,039		221				
目 1. 一般管理費	10,559	221	10,780		221				
							2. 給料	126	一般職給
							3. 職員手当等	68	職員諸手当
							4. 共済費	27	共済組合負担金(市町村職員共済)
									退職手当組合負担金
款 7. 基金積立金	1	6,134	6,135			6,134			
項 1. 基金積立金	1	6,134	6,135			6,134			
目 1. 国民健康保険事業基金積立金	1	6,134	6,135			6,134			
							24. 積立金	6,134	国保事業基金利子等積立金
款 9. 諸支出金	6,602	1,150	7,752		1,150				
項 1. 償還金及び還付加算金	352	1,150	1,502		1,150				
目 1. 一般被保険者保険税還付金	330	1,150	1,480		1,150				
							22. 償還金利子及び割引料	1,150	還付金
									1,150

議案第 70 号

令和 7 年度鹿追町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）

第 1 条 令和 7 年度鹿追町の簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	( 既 決 予 定 額 )	( 補 正 予 定 額 )	( 計 )
			支 出
第 1 款 簡易水道事業費用	170,765 千円	658 千円	171,423 千円
第 1 項 営業費用	156,009 千円	658 千円	156,667 千円

令和 7 年 12 月 9 日 提出

鹿追町長 喜井知己

# 令和7年度鹿追町簡易水道事業会計補正予算説明書

収益的収入及び支出  
支 出

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	補 正 額	計	説 明
1 簡易水道事業費			170,765	658	171,423	
	1 営業費用		156,009	658	156,667	
		4 総 係 費	9,513	658	10,171	給料 129 千円追加
						職員手当等 408 千円追加
						賞与引当金繰入額 25 千円追加
						法定福利費 79 千円追加
						法定福利費引当金繰入額 4 千円追加
						退職給付費 13 千円追加
					計	658 千円追加



# 令和7年度鹿追町下水道事業会計補正予算説明書

収益的収入及び支出  
支 出

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	補 正 額	計	説 明
下水道事業 1 費	1 営業費用		217,991	4,946	222,937	
			207,186	4,946	212,132	
		2 処理場費	44,915	2,379	47,294	動力費 2,379 千円追加
		3 浄化槽費	41,370	1,800	43,170	修繕費 1,800 千円追加
		4 総係費	16,407	767	17,174	給料 274 千円追加 職員手当等 272 千円追加 賞与引当金繰入額 94 千円追加 法定福利費 80 千円追加 法定福利費引当金繰入額 19 千円追加 退職給付費 28 千円追加
					計	767 千円追加

## 令和 7 年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度鹿追町の介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 26,131 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 602,045 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 12 月 9 日 提出

鹿追町長 喜井 知己

(単位：千円)

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 介護保険料		124,338	5,944	130,282
	1. 介護保険料	124,338	5,944	130,282
2. 国庫支出金		122,279	6,463	128,742
	1. 国庫負担金	89,967	6,463	96,430
3. 道支出金		86,394	3,231	89,625
	1. 道負担金	84,938	3,231	88,169
4. 支払基金交付金		147,771	6,979	154,750
	1. 支払基金交付金	147,771	6,979	154,750
6. 繰入金		89,215	3,514	92,729
	1. 一般会計繰入金	89,214	3,514	92,728
歳入合計		575,914	26,131	602,045

(単位：千円)

(歳出)

款	項	修正前の額	修正額	計
1. 総務費		14,200	283	14,483
	1. 総務管理費	8,958	283	9,241
2. 保険給付費		538,161	25,848	564,009
	1. 介護サービス等諸費	482,879	25,848	508,727
歳出合計		575,914	26,131	602,045

1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 介護保険料	124,338	5,944	130,282
2. 国庫支出金	122,279	6,463	128,742
3. 道支出金	86,394	3,231	89,625
4. 支払基金交付金	147,771	6,979	154,750
6. 繰入金	89,215	3,514	92,729
歳入合計	575,914	26,131	602,045

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	14,200	283	14,483			283	
2. 保険給付費	538,161	25,848	564,009	9,694		10,210	5,944
歳出合計	575,914	26,131	602,045	9,694		10,493	5,944

## 2. 歳入

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款 1. 介護保険料	124,338	5,944	130,282			
項 1. 介護保険料	124,338	5,944	130,282			
目 1. 第1号被保険者 保険料	124,338	5,944	130,282	1. 現年度分	5,944	現年度分 5,944
款 2. 国庫支出金	122,279	6,463	128,742			
項 1. 国庫負担金	89,967	6,463	96,430			
目 1. 介護給付費負担 金	89,967	6,463	96,430	1. 現年度分	6,463	法定負担金 6,463
款 3. 道支出金	86,394	3,231	89,625			
項 1. 道負担金	84,938	3,231	88,169			
目 1. 介護給付費負担 金	84,938	3,231	88,169	1. 現年度分	3,231	法定負担金 3,231
款 4. 支払基金交付金	147,771	6,979	154,750			
項 1. 支払基金交付金	147,771	6,979	154,750			
目 1. 介護給付費交付 金	145,303	6,979	152,282	1. 現年度分	6,979	法定負担金 6,979

款 6. 繰入金	89,215	3,514	92,729				
項 1. 一般会計繰入金	89,214	3,514	92,728				
目 1. 介護給付費繰入金	67,272	3,231	70,503				
				1. 現年度分	3,231	法定繰入金	3,231
目 4. その他一般会計繰入金	15,220	283	15,503				
				1. 職員給与費等繰入金	283	一般会計繰入金	283

3. 歳出

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区分	金額	説明
				補正額の財源内訳					
				特定財源 国道支出金	特定財源 地方債	特定財源 その他			
款 1. 総務費	14,200	283	14,483			283			
項 1. 総務管理費	8,958	283	9,241			283			
目 1. 一般管理費	8,958	283	9,241			283			
							2. 給料	128	一般職給
							3. 職員手当等	142	職員諸手当
							4. 共済費	13	退職手当組合負担金
款 2. 保険給付費	538,161	25,848	564,009	9,694		10,210		5,944	
項 1. 介護サービス等諸費	482,879	25,848	508,727	9,694		10,210		5,944	
目 2. 居宅介護サービス計画給付費	14,564	3,002	17,566	1,126		1,186		690	
							18. 負担金補助及び交付金	3,002	居宅介護サービス計画給付費
目 5. 住宅改修費	1,853	597	2,450	224		236		137	
							18. 負担金補助及び交付金	597	住宅改修給付費
目 8. 地域密着型サービス給付費	69,239	22,249	91,488	8,344		8,788		5,117	
							18. 負担金補助及び交付金	22,249	地域密着型サービス給付費
									22,249

## 令和 7 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度鹿追町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 576 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 109,595 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 12 月 9 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(歳入) 第1表 歳入歳出予算補正 (単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 繰入金		24,407	△576	23,831
	1. 他会計繰入金	24,407	△576	23,831
歳入合計		110,171	△576	109,595

(単位：千円)

(歳 出)	款	項	補正前の額	補正額	計
	2. 後期高齢者医療広域連合納付金		108,714	△576	108,138
		1. 後期高齢者医療広域連合納付金	108,714	△576	108,138
	歳 出 合 計		110,171	△576	109,595

1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2. 繰入金	24,407	△576	23,831
歳入合計	110,171	△576	109,595

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国道支出金	地方債	その他	
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	108,714	△576	108,138			△576	
歳出合計	110,171	△576	109,595			△576	

2. 歳入

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款 2. 繰入金	24,407	△ 576	23,831			
項 1. 他会計繰入金	24,407	△ 576	23,831			
目 1. 一般会計繰入金	24,407	△ 576	23,831			
				1. 保険基盤安定繰入金	221	保険基盤安定繰入金
				2. その他一般会計繰入金	△ 797	その他一般会計繰入金
						221
						△797

3. 歳出

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				補正額		一般財源	区分	金額		
				特定財源	その他					
国道支出金	地方債									
款 2. 後期高齢者医療 広域連合納付金	108,714	△ 576	108,138	△	576					
項 1. 後期高齢者医療 広域連合納付金	108,714	△ 576	108,138	△	576					
目 1. 後期高齢者医療 広域連合納付金	108,714	△ 576	108,138	△	576					
								18. 負担金補助及 び交付金	△ 576	後期高齢者医療広域連合納付 金 △576